



山形県公報

平成19年12月28日(金)
第1904号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                      |                   |
|--------------------------------------|-------------------|
| 山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則.....          | (健康福祉企画課) ...1630 |
| 山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則.....       | (同) ... 同         |
| 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則..... | (交通政策課) ... 同     |
| 山形県私立学校規則の一部を改正する規則.....             | (教育庁) ...1631     |

### 告 示

|                                          |                       |
|------------------------------------------|-----------------------|
| 県議会定例会の閉会.....                           | (財政課) ... 同           |
| 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所... | (保健薬務課) ... 同         |
| 種畜証明書の交付.....                            | (工口農業推進課) ...1633     |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                       | (村山総合支庁農村計画課) ...1634 |
| 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....                  | (最上総合支庁農村整備課) ... 同   |
| 県道の供用の開始.....                            | (最上総合支庁建設総務課) ...1635 |
| 同.....                                   | (同) ... 同             |
| 指定管理者の指定.....                            | (庄内総合支庁港湾事務所) ... 同   |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....            | (都市計画課) ... 同         |
| 県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃.....              | (建築住宅課) ...1636       |

### 議 会 関 係

#### 告 示

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 山形県議会事務局規程の一部を改正する規程..... | 1643 |
|---------------------------|------|

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則..... | 同    |
| 学校教育法施行細則の一部を改正する規則.....            | 1644 |
| 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....       | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数..... | 1645 |
|----------------------------|------|

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| 山形県人事委員会規則4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....  | 同 |
| 山形県人事委員会規則14 - 5 (聴聞の手続に関する規則)の一部を改正する規則..... | 同 |

## 企業局関係

## 規程

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程..... | 1646 |
| 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程.....             | 同    |
| 山形県企業局聴聞の手續に関する規程の一部を改正する規程.....      | 1654 |

## 病院事業局関係

## 規程

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程.....             | 同    |
| 山形県病院事業局職員の人事に関する手續規程の一部を改正する規程.....    | 1660 |
| 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程..... | 1662 |

## 正 誤

規 則

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第123号

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学学則（平成12年3月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「第69条各号」を「第150条各号」に改める。

第15条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号中「第82条の10」を「第132条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第124号

山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学大学院学則（平成16年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第52条」を「第83条第1項」に改め、同条第2号中「第70条第1項各号」を「第155条第1項各号」に改め、同条第3号中「第70条の6」を「第160条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第125号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年5月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第10条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第11条中「第5号」を「第4号」に改める。

別記様式第1号(1)から別記様式第8号まで、別記様式第10号及び別記様式第14号中「印」を削る。

別記様式第15号中「印」及び「4 求積図」を削る。

別記様式第16号中「印」を削り、「求積図」を「港湾法施行規則第3条の5第1項第1号から第3号までに掲げる書類」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 添付書類4は、運河、用水きよ又は排水きよに係る申請については不要とする。

別記様式第17号中「印」を削る。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

山形県私立学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第126号

山形県私立学校規則の一部を改正する規則

山形県私立学校規則（昭和52年9月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第30号を次のように改める。

(30) 助産師業

別表第1中「第83条第2項」を「第134条第2項」に、「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「第82条の9」を「第131条」に、「第82条の11第1項」を「第133条第1項」に改める。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「小学校（中学校、高等学校、幼稚園）」を「幼稚園（小学校、中学校、高等学校）」に、「第83条第2項」を「第134条第2項」に、「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改める。

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「小学校（中学校、高等学校、幼稚園）」を「幼稚園（小学校、中学校、高等学校）」に、「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記様式第11号中「小学校（中学校、高等学校、幼稚園）」を「幼稚園（小学校、中学校、高等学校）」に、「第82条の11第1項（第83条第2項）」を「第133条第1項（第134条第2項）」に改める。

別記様式第12号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「小学校（中学校、高等学校、幼稚園）」を「幼稚園（小学校、中学校、高等学校）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成19年12月4日招集した山形県議会定例会は、同月19日閉会した。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第1139号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |            |
|---------|-------------------------|------------|
|         | 医 療 機 関 名               | 所 在 地      |
| 天 谷 達 夫 | 篠 田 総 合 病 院             | 山形市桜町2番68号 |

|        |                  |   |                        |
|--------|------------------|---|------------------------|
| 稲村博雄   | いなむら耳鼻咽喉科クリニック   | 同 | 籠田三丁目1番2号              |
| 小関太平   | こせき内科消化器科クリニック   | 同 | 大字千手堂字大門96番地1          |
| 高橋邦之   | 高橋胃腸科内科医院        | 同 | 飯塚町字中道北448番地3          |
| 深沢隆    | 医療法人社団斗南会秋野病院    |   | 天童市大字久野本362番地の1        |
| 望月康裕   | 同                |   | 同                      |
| 山崎猛    | 同                |   | 同                      |
| 大谷浩一   | 同                |   | 同                      |
| 川勝忍    | 同                |   | 同                      |
| 簡野宗明   | 同                |   | 同                      |
| 鎌田光宏   | 同                |   | 同                      |
| 林博史    | 同                |   | 同                      |
| 安孫子ちひろ | 同                |   | 同                      |
| 高橋賛美   | 社団法人悠愛会クリニックメルヘン |   | 東村山郡山辺町大字大寺字竹の花1152番地4 |
| 伊関千書   | 同                |   | 同                      |
| 櫻井文明   | 朝日町立病院           |   | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地       |
| 大滝雄造   | 同                |   | 同                      |
| 青木竜男   | 金山町立病院           |   | 最上郡金山町大字金山548番地2       |
| 小山雄太   | 酒田市立酒田病院         |   | 酒田市千石町二丁目3番20号         |
| 伊藤美保   | 同                |   | 同                      |
| 相磯崇    | 同                |   | 同                      |
| 土田憲    | 同                |   | 同                      |
| 武居功    | 同                |   | 同                      |
| 伊東賢    | 同                |   | 同                      |
| 菊地彰洋   | 同                |   | 同                      |

|         |                   |                  |
|---------|-------------------|------------------|
| 須 田 明   | 同                 | 同                |
| 菅 原 卓   | 医療法人社団山形愛心会庄内余目病院 | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号 |
| 鈴 木 明   | 同                 | 同                |
| 平 野 仁 崇 | 同                 | 同                |
| 三 井 純   | 同                 | 同                |
| 本 田 光 芳 | 同                 | 同                |
| 西 田 茂 樹 | 同                 | 同                |
| 栗 田 和 宏 | 同                 | 同                |
| 金 澤 信 彦 | 同                 | 同                |
| 馬 場 淳 臣 | 同                 | 同                |
| 皆 川 晃 慶 | 同                 | 同                |
| 山 口 直 人 | 同                 | 同                |
| 数 井 晶   | 同                 | 同                |
| 藤 谷 茂 樹 | 同                 | 同                |
| 中 野 順 隆 | 同                 | 同                |
| 高 田 泰 次 | 同                 | 同                |
| 梅 沢 耕 学 | 同                 | 同                |
| 深 堀 晋   | 同                 | 同                |
| 大 和 俊 太 | 同                 | 同                |

山形県告示第1140号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証明書番号                 | 家畜の<br>種 類 | 品 種         | 名 前                   | 飼 養 者          |                            |
|-----------------------|------------|-------------|-----------------------|----------------|----------------------------|
|                       |            |             |                       | 住 所            | 名称（氏名）                     |
| 平 19 山 形<br>地 臨 第 1 号 | 豚          | ランドレー<br>ス種 | ヤマガタ06 - 102<br>- 100 | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター畜<br>産試験場養豚支場 |
| 平 19 山 形<br>地 臨 第 2 号 | 豚          | ランドレー<br>ス種 | ヤマガタ06 - 104<br>- 105 | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター畜<br>産試験場養豚支場 |

## 山形県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（蔵王山麓地区 広域営農団地農道整備事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営蔵王山麓土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所及び上山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年1月11日から同年2月12日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営蔵岡地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
戸沢村役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年1月7日から同年2月4日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月28日から平成20年1月10日まで縦覧に供する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 赤坂真室川線
  - 2 供用開始の区間 新庄市大字昭和字昭和1320番から  
最上郡鮭川村大字昭和字昭和66番2まで
  - 3 供用開始の期日 平成19年12月28日
- 

## 山形県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月28日から平成20年1月10日まで縦覧に供する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 真室川鮭川線
  - 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字田中1392番1から  
同 字下高屋2016番まで
  - 3 供用開始の期日 平成19年12月28日
- 

## 山形県告示第1145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、第2酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり指定した。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 第2酒田プレジャーボートスポット
  - 2 指定した団体 酒田市大浜一丁目3番24号  
酒田小型船舶安全協議会
  - 3 指定の期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで
- 

## 山形県告示第1146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種類 八幡都市計画公園
    - (2) 名称 3・3・1号舞鶴公園
  - 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課
-

## 山形県告示第1147号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、平成20年4月1日から施行し、平成19年2月県告示第154号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、平成20年3月31日限り廃止する。

平成19年12月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 住 宅 名        | 1戸当たり<br>住戸専用面積 | 利便性係数 | 近傍同種の<br>住宅の家賃 | 摘 要  |
|--------------|-----------------|-------|----------------|------|
|              | 平方メートル          |       | 円              |      |
| 県営鈴川第2アパート1号 | 44.4            | 0.97  | 19,700         |      |
| 県営鈴川第2アパート2号 | 44.4            | 0.97  | 19,700         | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート3号 | 44.4            | 0.93  | 19,100         | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート4号 | 44.4            | 0.97  | 19,700         |      |
| 県営鈴川第2アパート5号 | 44.4            | 0.93  | 19,700         | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート1号  | 51.2            | 0.97  | 19,100         | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート2号  | 51.2            | 0.93  | 26,000         | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート3号  | 51.2            | 0.97  | 26,000         |      |
| 県営飯塚アパート1号   | 53.5            | 0.93  | 26,000         | 風呂無し |
| 県営飯塚アパート2号   | 53.5            | 0.91  | 26,000         | 風呂無し |
| 県営南山形アパート1号  | 49.6            | 0.87  | 32,200         | 風呂無し |
| 県営南山形アパート2号  | 63.1            | 0.95  | 51,000         |      |
| 県営南山形アパート3号  | 49.6            | 0.95  | 61,100         |      |
| 県営南山形アパート4号  | 63.1            | 0.95  | 50,800         |      |
| 県営南山形アパート5号  | 51.3            | 0.95  | 60,600         |      |
| 県営馬見ヶ崎アパート1号 | 64.8            | 0.95  | 65,700         |      |
| 県営馬見ヶ崎アパート2号 | 39.9            | 0.95  | 78,000         |      |
| 県営松町アパート1号   | 59.3            | 0.93  | 15,800         |      |
| 県営松町アパート2号   | 51.3            | 0.95  | 65,700         |      |
| 県営宮町アパート1号   | 64.8            | 0.95  | 78,000         |      |
| 県営宮町アパート2号   | 59.3            | 0.97  | 35,400         |      |
| 県営宮町アパート3号   | 59.3            | 0.97  | 35,400         |      |
| 県営宮町アパート4号   | 57.1            | 0.98  | 41,700         |      |
| 県営宮町アパート5号   | 58.4            | 0.98  | 42,700         |      |
| 県営宮町アパート6号   | 63.9            | 0.98  | 46,200         |      |
| 県営宮町アパート7号   | 71.5            | 0.98  | 51,000         |      |
| 県営宮町アパート8号   | 61.0            | 0.98  | 42,600         |      |
| 県営宮町アパート9号   | 64.2            | 0.98  | 44,500         |      |
| 県営宮町アパート10号  | 66.5            | 0.98  | 43,100         |      |
| 県営宮町アパート11号  | 66.5            | 0.98  | 45,600         |      |
| 県営宮町アパート12号  | 62.6            | 0.98  | 45,300         |      |



|              |      |      |         |
|--------------|------|------|---------|
|              | 64.2 | 0.98 | 45,800  |
| 県営宮町アパート4号   | 62.6 | 0.98 | 45,500  |
|              | 64.2 | 0.98 | 46,000  |
| 県営深町アパート1号   | 62.6 | 0.98 | 44,700  |
|              | 64.2 | 0.98 | 45,300  |
| 県営深町アパート2号   | 62.6 | 0.98 | 44,400  |
|              | 64.2 | 0.98 | 45,000  |
| 県営深町アパート3号   | 62.6 | 0.98 | 44,400  |
|              | 64.2 | 0.98 | 45,000  |
| 県営深町アパート4号   | 62.6 | 0.98 | 42,600  |
|              | 64.2 | 0.98 | 43,200  |
| 県営きたまちアパート1号 | 66.5 | 0.99 | 70,600  |
|              | 69.9 | 0.99 | 77,900  |
|              | 73.1 | 0.99 | 81,000  |
| 県営きたまちアパート2号 | 66.5 | 0.99 | 70,600  |
|              | 69.9 | 0.99 | 77,900  |
|              | 73.1 | 0.99 | 81,000  |
| 県営きたまちアパート3号 | 66.5 | 0.99 | 70,600  |
| 県営あたごアパート    | 71.9 | 1.01 | 102,000 |
| 県営東山住宅       | 58.6 | 0.92 | 96,200  |
|              | 61.5 | 0.92 | 99,000  |
|              | 70.9 | 0.92 | 108,200 |
| 県営十日町アパート    | 53.9 | 1.05 | 81,900  |
|              | 54.0 | 1.05 | 82,000  |
|              | 55.1 | 1.05 | 82,900  |
|              | 65.6 | 1.05 | 90,900  |
|              | 65.7 | 1.05 | 91,100  |
| 県営通町アパート1号   | 49.5 | 0.93 | 36,300  |
| 県営通町アパート2号   | 49.6 | 0.92 | 29,600  |
| 県営通町アパート3号   | 49.6 | 0.92 | 29,600  |
| 県営太田町アパート1号  | 60.3 | 0.96 | 91,800  |
|              | 74.0 | 0.96 | 108,400 |
| 県営太田町アパート2号  | 60.3 | 0.96 | 91,800  |
|              | 74.0 | 0.96 | 108,400 |
| 県営太田町アパート3号  | 60.3 | 0.96 | 92,000  |
|              | 74.0 | 0.96 | 108,700 |
| 県営太田町アパート4号  | 60.3 | 0.96 | 92,000  |
|              | 74.0 | 0.96 | 108,700 |
| 県営春日アパート1号   | 57.1 | 0.98 | 42,800  |
|              | 58.4 | 0.98 | 43,800  |
|              | 63.9 | 0.98 | 47,400  |
| 県営春日アパート2号   | 61.0 | 0.98 | 44,000  |
|              | 64.2 | 0.98 | 46,000  |
| 県営春日アパート3号   | 61.5 | 1.00 | 91,200  |
|              | 75.6 | 1.00 | 105,100 |
| 県営中田第1アパート1号 | 54.7 | 0.98 | 75,500  |
|              | 68.2 | 0.98 | 89,000  |
| 県営中田第1アパート2号 | 55.4 | 0.98 | 75,800  |
|              | 68.8 | 0.98 | 89,300  |

|              |      |      |         |      |
|--------------|------|------|---------|------|
| 県営中田第1アパート3号 | 56.4 | 0.98 | 76,900  |      |
|              | 69.9 | 0.98 | 90,700  |      |
| 県営中田第1アパート4号 | 62.1 | 0.98 | 89,500  |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 103,300 |      |
| 県営中田第1アパート5号 | 62.1 | 0.98 | 89,700  |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 103,700 |      |
| 県営中田第1アパート6号 | 62.1 | 0.98 | 89,700  |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 103,700 |      |
| 県営中田第2アパート1号 | 54.6 | 0.96 | 31,000  |      |
|              |      | 0.92 | 31,000  | 風呂無し |
| 県営中田第2アパート2号 | 55.7 | 0.96 | 31,300  |      |
|              |      | 0.92 | 31,300  | 風呂無し |
| 県営玉の木アパート    | 55.7 | 0.97 | 37,900  |      |
| 県営成島アパート1号   | 58.0 | 0.97 | 42,700  |      |
| 県営成島アパート2号   | 61.0 | 0.97 | 48,300  |      |
|              | 64.2 | 0.97 | 50,400  |      |
| 県営米沢中央アパート1号 | 68.7 | 1.06 | 51,900  |      |
| 県営米沢中央アパート2号 | 68.7 | 1.06 | 51,900  |      |
| 県営相生アパート1号   | 69.2 | 1.00 | 82,700  |      |
| 県営相生アパート2号   | 72.9 | 1.00 | 87,500  |      |
| 県営相生アパート3号   | 72.9 | 1.00 | 93,500  |      |
| 県営大西町アパート1号  | 58.1 | 1.01 | 41,700  |      |
| 県営大西町アパート2号  | 58.1 | 1.01 | 41,700  |      |
| 県営美原アパート1号   | 74.2 | 1.04 | 59,400  |      |
| 県営美原アパート2号   | 40.5 | 1.04 | 44,100  |      |
|              | 77.0 | 1.04 | 60,600  |      |
| 県営美原アパート3号   | 40.5 | 1.04 | 46,100  |      |
|              | 77.0 | 1.04 | 63,500  |      |
| 県営美原アパート4号   | 44.4 | 1.04 | 45,000  |      |
|              | 79.4 | 1.04 | 62,800  |      |
| 県営東部アパート1号   | 55.7 | 1.02 | 35,300  |      |
| 県営東部アパート2号   | 55.7 | 1.02 | 35,300  |      |
|              |      | 0.98 | 35,300  | 風呂無し |
| 県営東部アパート3号   | 58.0 | 1.02 | 36,700  |      |
| 県営稲生住宅       | 43.5 | 0.91 | 15,700  |      |
| 県営茅原アパート1号   | 63.5 | 0.99 | 44,400  |      |
| 県営茅原住宅       | 63.5 | 0.99 | 44,400  |      |
| 県営茅原アパート2号   | 58.4 | 0.99 | 44,900  |      |
|              | 63.9 | 0.99 | 48,600  |      |
|              | 71.5 | 0.99 | 53,600  |      |
| 県営茅原アパート3号   | 61.0 | 0.99 | 50,700  |      |
|              | 64.2 | 0.99 | 52,900  |      |
| 県営城南アパート1号   | 62.6 | 1.00 | 49,400  |      |
|              | 64.2 | 1.00 | 50,000  |      |
| 県営城南アパート2号   | 62.6 | 1.00 | 49,400  |      |
|              | 64.2 | 1.00 | 50,000  |      |
| 県営末広アパート1号   | 69.3 | 1.01 | 94,400  |      |
| 県営末広アパート2号   | 69.3 | 1.01 | 94,400  |      |
| 県営末広アパート3号   | 69.3 | 1.01 | 94,400  |      |

|              |      |      |         |      |
|--------------|------|------|---------|------|
| 県営川南アパート1号   | 51.2 | 0.99 | 68,700  |      |
| 県営川南アパート2号   | 51.2 | 0.99 | 70,200  |      |
| 県営川南住宅3号     | 54.6 | 0.97 | 32,100  |      |
|              |      | 0.93 | 32,100  | 風呂無し |
| 県営川南住宅4号     | 54.6 | 0.97 | 32,100  |      |
|              |      | 0.93 | 32,100  | 風呂無し |
| 県営川南アパート5号   | 55.7 | 0.97 | 32,600  |      |
| 県営こがねアパート1号  | 63.5 | 1.01 | 43,300  |      |
| 県営こがね住宅      | 63.5 | 1.01 | 43,300  |      |
| 県営こがねアパート2号  | 58.4 | 1.01 | 41,900  |      |
|              | 63.9 | 1.01 | 45,300  |      |
|              | 71.5 | 1.01 | 50,000  |      |
| 県営こがねアパート3号  | 61.0 | 1.01 | 46,300  |      |
|              | 69.5 | 1.01 | 48,400  |      |
| 県営東泉アパート1号   | 61.0 | 1.01 | 47,200  |      |
|              | 64.2 | 1.01 | 49,400  |      |
| 県営東泉アパート2号   | 62.6 | 1.01 | 51,300  |      |
|              | 64.2 | 1.01 | 51,800  |      |
| 県営東泉アパート3号   | 62.6 | 1.01 | 51,600  |      |
|              | 64.2 | 1.01 | 52,100  |      |
| 県営鳥海アパート1号   | 53.5 | 1.00 | 79,500  |      |
|              | 69.2 | 1.00 | 96,200  |      |
| 県営鳥海アパート2号   | 53.5 | 1.00 | 80,300  |      |
|              | 69.2 | 1.00 | 97,100  |      |
| 県営鳥海アパート3号   | 54.5 | 1.00 | 102,800 |      |
|              | 56.1 | 1.00 | 104,100 |      |
|              | 65.4 | 1.00 | 116,000 |      |
|              | 67.0 | 1.00 | 117,300 |      |
|              | 70.2 | 1.00 | 121,200 |      |
| 県営新橋アパート     | 53.9 | 1.02 | 87,400  |      |
|              | 68.2 | 1.02 | 104,500 |      |
| 県営北新町アパート    | 55.0 | 1.01 | 66,400  |      |
|              | 64.3 | 1.01 | 73,400  |      |
| 県営三吉町アパート1号  | 51.2 | 0.94 | 28,500  |      |
|              |      | 0.90 | 28,500  | 風呂無し |
| 県営三吉町アパート2号  | 54.6 | 0.94 | 32,200  |      |
|              |      | 0.90 | 32,200  | 風呂無し |
| 県営三吉町アパート3号  | 55.7 | 0.94 | 34,300  |      |
| 県営金沢住宅       | 43.5 | 0.92 | 15,300  |      |
| 県営若葉東アパート1号  | 62.8 | 0.93 | 40,300  |      |
| 県営若葉東アパート2号  | 63.5 | 0.93 | 40,700  |      |
| 県営若葉東アパート3号  | 57.1 | 0.93 | 42,100  |      |
|              | 58.4 | 0.93 | 43,100  |      |
|              | 63.9 | 0.93 | 46,700  |      |
| 県営南寒河江アパート1号 | 62.6 | 0.97 | 49,500  |      |
|              | 64.2 | 0.97 | 50,000  |      |
| 県営南寒河江アパート2号 | 62.6 | 0.97 | 50,300  |      |
|              | 64.2 | 0.97 | 50,800  |      |
| 県営塩水アパート1号   | 57.0 | 0.98 | 80,000  |      |

|             |      |      |         |      |
|-------------|------|------|---------|------|
|             | 70.7 | 0.98 | 95,400  |      |
| 県営塩水アパート2号  | 57.0 | 0.98 | 80,000  |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 95,400  |      |
| 県営塩水アパート3号  | 57.0 | 0.98 | 80,000  |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 95,400  |      |
| 県営塩水アパート4号  | 57.0 | 0.98 | 78,300  |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 93,400  |      |
| 県営塩水アパート5号  | 57.0 | 0.98 | 78,300  |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 93,400  |      |
| 県営塩水アパート6号  | 57.0 | 0.98 | 78,300  |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 93,400  |      |
| 県営土屋倉アパート1号 | 51.8 | 0.98 | 34,100  |      |
|             |      | 0.94 | 34,100  | 風呂無し |
| 県営土屋倉アパート2号 | 51.8 | 0.98 | 34,000  |      |
|             |      | 0.94 | 34,000  | 風呂無し |
| 県営土屋倉アパート3号 | 53.7 | 0.98 | 34,800  |      |
|             |      | 0.94 | 34,800  | 風呂無し |
| 県営金生アパート    | 44.4 | 0.98 | 14,700  |      |
| 県営鷲ヶ袋アパート1号 | 54.6 | 0.98 | 31,600  |      |
|             |      | 0.94 | 31,600  | 風呂無し |
| 県営鷲ヶ袋アパート2号 | 55.7 | 0.98 | 35,100  |      |
|             |      | 0.94 | 35,100  | 風呂無し |
| 県営長清水アパート1号 | 69.4 | 0.98 | 100,800 |      |
| 県営長清水アパート2号 | 69.4 | 0.98 | 100,800 |      |
| 県営長清水アパート3号 | 67.7 | 0.98 | 100,100 |      |
| 県営長清水アパート4号 | 67.7 | 0.98 | 100,100 |      |
| 県営長清水アパート5号 | 67.7 | 0.98 | 100,100 |      |
| 県営長清水アパート6号 | 70.1 | 0.98 | 103,200 |      |
| 県営長清水アパート7号 | 70.1 | 0.98 | 103,200 |      |
| 県営長清水アパート8号 | 70.1 | 0.98 | 105,100 |      |
| 県営長清水アパート9号 | 70.1 | 0.98 | 105,100 |      |
| 県営楯岡アパート    | 54.6 | 0.98 | 32,500  |      |
|             |      | 0.94 | 32,500  | 風呂無し |
| 県営楯岡中町アパート  | 63.7 | 0.99 | 86,200  |      |
| 県営小出アパート1号  | 55.7 | 0.97 | 34,700  |      |
| 県営小出アパート2号  | 58.0 | 0.97 | 36,700  |      |
| 県営成田アパート    | 58.4 | 0.92 | 40,800  |      |
|             | 63.9 | 0.92 | 44,200  |      |
|             | 71.5 | 0.92 | 48,700  |      |
| 県営屋城町アパート   | 61.4 | 0.98 | 81,200  |      |
|             | 61.8 | 0.98 | 81,400  |      |
|             | 72.2 | 0.98 | 95,500  |      |
| 県営日光アパート1号  | 55.5 | 0.98 | 73,300  |      |
|             | 62.9 | 0.98 | 82,700  |      |
| 県営日光アパート2号  | 55.5 | 0.98 | 75,100  |      |
|             | 62.9 | 0.98 | 84,500  |      |
| 県営日光アパート3号  | 55.5 | 0.98 | 77,300  |      |
|             | 62.9 | 0.98 | 86,000  |      |
| 県営日光アパート4号  | 55.5 | 0.98 | 80,200  |      |

|              |      |      |         |
|--------------|------|------|---------|
|              | 62.9 | 0.98 | 90,200  |
| 県営日光アパート5号   | 55.5 | 0.98 | 82,300  |
|              | 62.9 | 0.98 | 92,700  |
| 県営長岡アパート1号   | 63.4 | 1.00 | 92,000  |
|              | 75.9 | 1.00 | 106,400 |
| 県営長岡アパート2号   | 63.4 | 1.00 | 92,000  |
|              | 75.9 | 1.00 | 106,400 |
| 県営長岡アパート3号   | 58.3 | 1.00 | 81,400  |
|              | 70.6 | 1.00 | 95,000  |
| 県営長岡アパート4号   | 58.3 | 1.00 | 81,400  |
|              | 70.6 | 1.00 | 95,000  |
| 県営交り江アパート1号  | 62.8 | 0.98 | 44,800  |
| 県営交り江アパート2号  | 62.8 | 0.98 | 44,800  |
| 県営天童駅西アパート1号 | 61.0 | 1.00 | 47,300  |
|              | 64.2 | 1.00 | 49,400  |
| 県営天童駅西アパート2号 | 61.0 | 1.00 | 47,300  |
|              | 64.2 | 1.00 | 49,400  |
| 県営天童駅西アパート3号 | 61.0 | 1.00 | 47,400  |
|              | 64.2 | 1.00 | 49,500  |
| 県営天童駅南アパート1号 | 66.5 | 1.02 | 56,100  |
| 県営天童駅南アパート2号 | 66.5 | 1.02 | 56,100  |
|              | 69.9 | 1.02 | 61,500  |
|              | 73.1 | 1.02 | 64,000  |
| 県営天童南部アパート1号 | 66.3 | 1.01 | 96,900  |
|              | 70.1 | 1.01 | 100,100 |
|              | 77.6 | 1.01 | 111,400 |
|              | 79.9 | 1.01 | 111,600 |
| 県営天童南部アパート2号 | 70.1 | 1.01 | 100,100 |
|              | 79.9 | 1.01 | 111,600 |
| 県営天童南部アパート3号 | 66.3 | 1.01 | 96,900  |
|              | 77.6 | 1.01 | 111,400 |
|              | 79.9 | 1.01 | 111,600 |
| 県営天童南部アパート4号 | 70.1 | 1.01 | 97,100  |
|              | 79.9 | 1.01 | 108,500 |
| 県営天童南部アパート5号 | 70.1 | 1.01 | 97,100  |
|              | 79.9 | 1.01 | 108,500 |
| 県営東根中央アパート1号 | 62.6 | 1.03 | 49,600  |
|              | 64.2 | 1.03 | 50,200  |
| 県営東根中央アパート2号 | 62.6 | 1.03 | 49,700  |
|              | 64.2 | 1.03 | 50,400  |
| 県営東根中央アパート3号 | 62.6 | 1.03 | 51,100  |
|              | 64.2 | 1.03 | 51,800  |
| 県営尾花沢アパート    | 62.6 | 1.00 | 53,300  |
|              | 64.2 | 1.00 | 54,000  |
| 県営関口アパート1号   | 57.2 | 0.94 | 74,200  |
|              | 68.0 | 0.94 | 83,300  |
| 県営関口アパート2号   | 57.3 | 0.94 | 90,000  |
|              | 68.3 | 0.94 | 101,200 |
|              | 68.6 | 0.94 | 103,500 |

|             |      |      |         |                         |
|-------------|------|------|---------|-------------------------|
| 県営関口アパート3号  | 57.3 | 0.94 | 81,000  |                         |
|             | 57.7 | 0.94 | 82,100  |                         |
| 県営桜木アパート1号  | 59.3 | 0.99 | 35,700  |                         |
| 県営桜木アパート2号  | 59.3 | 0.99 | 35,700  |                         |
| 県営芦沢アパート    | 52.8 | 0.89 | 23,300  |                         |
| 県営近江アパート1号  | 62.6 | 0.99 | 52,400  |                         |
|             | 64.2 | 0.99 | 52,900  |                         |
| 県営近江アパート2号  | 64.6 | 0.99 | 63,700  |                         |
| 県営近江アパート3号  | 64.6 | 0.99 | 63,700  |                         |
| 県営中原アパート1号  | 53.4 | 0.98 | 83,800  |                         |
|             | 69.4 | 0.98 | 103,100 |                         |
| 県営中原アパート2号  | 53.4 | 0.98 | 85,000  |                         |
|             | 69.4 | 0.98 | 104,600 |                         |
| 県営長崎アパート    | 62.8 | 0.96 | 39,400  |                         |
| 県営谷地アパート1号  | 59.3 | 0.92 | 36,100  |                         |
| 県営谷地アパート2号  | 71.1 | 0.94 | 98,800  |                         |
| 県営左沢アパート    | 59.3 | 0.87 | 39,800  |                         |
| 県営大石田アパート   | 59.4 | 0.91 | 41,800  |                         |
| 県営あけぼのアパート  | 50.3 | 0.91 | 62,900  |                         |
|             | 56.8 | 0.91 | 67,000  |                         |
|             | 63.7 | 0.91 | 74,200  |                         |
|             | 70.3 | 0.91 | 79,700  |                         |
| 県営糠野目アパート   | 51.2 | 0.95 | 31,900  |                         |
|             |      | 0.91 | 31,900  | 風呂無し                    |
| 県営糠野目第2アパート | 62.6 | 0.94 | 49,000  |                         |
|             | 64.2 | 0.94 | 49,500  |                         |
| 県営大町アパート    | 58.0 | 0.92 | 41,200  |                         |
| 県営館之北アパート   | 53.3 | 0.89 | 55,700  |                         |
|             | 67.4 | 0.89 | 67,500  |                         |
|             | 70.7 | 0.89 | 70,300  |                         |
| 県営小国アパート1号  | 58.0 | 0.86 | 36,900  |                         |
| 県営小国アパート2号  | 59.4 | 0.86 | 39,200  |                         |
| 県営白鷹アパート    | 55.7 | 0.88 | 40,800  |                         |
| 県営宝前町住宅     | 74.1 | 0.87 | 62,400  | 平成元年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|             | 77.0 | 0.87 | 64,800  | 同                       |
|             | 77.8 | 0.87 | 65,500  | 同                       |
|             | 74.1 | 0.87 | 61,200  | 平成2年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|             | 77.0 | 0.87 | 63,600  | 同                       |
|             | 77.8 | 0.87 | 64,300  | 同                       |
| 県営あらとアパート1号 | 74.4 | 0.95 | 103,400 |                         |
| 県営あらとアパート2号 | 77.9 | 0.95 | 108,100 |                         |
| 県営飯豊アパート    | 59.4 | 0.93 | 44,200  |                         |
| 県営狩川アパート    | 58.0 | 0.82 | 36,800  |                         |
| 県営余目アパート    | 62.6 | 0.85 | 50,400  |                         |
|             | 64.2 | 0.85 | 51,100  |                         |
| 県営遊佐アパート    | 59.3 | 0.89 | 40,200  |                         |

## 議 会 関 係

### 規 程

山形県議会告示第5号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、同条中第13号を第15号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 次長等の修学部分休業に係る承認に関する事。

(10) 次長等の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関する事。

第6条第9号中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、同条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 所属職員の修学部分休業に係る承認に関する事。

(11) 所属職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関する事。

第11条第6号中「職員の勤務時間の特例に関する規程」を「職員の勤務時間に関する規程」に改め、同条に次の3号を加える。

(8) 職員の修学部分休業に関する規程（平成17年7月県訓令15号）

(9) 山形県職員倫理規程（平成19年10月県訓令第25号）

(10) 職員の自己啓発等休業に関する規程（平成19年12月県訓令第28号）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第5条第8号及び第6条第9号の改正規定並びに第11条に3号を加える改正規定（同条第9号に係る部分に限る。）は、平成20年1月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 関 係

### 規 則

山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第28号

山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則

（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

第1条 教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「印」を削る。

（山形県立高等学校管理運営規則の一部改正）

第2条 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中

|  |   |
|--|---|
|  | 印 |
|  | 印 |

を

|  |   |
|--|---|
|  | 印 |
|--|---|

に改める。

別記様式第 6 号中

|       |
|-------|
| 印     |
| 年 月 日 |

を

|       |
|-------|
| 年 月 日 |
|-------|

に改める。

（山形県体育施設条例施行規則の一部改正）

第 3 条 山形県体育施設条例施行規則（昭和41年 7 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号、別記様式第 2 号甲及び別記様式第 3 号中「印」を削る。

（山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部改正）

第 4 条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和49年12月県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 1 号の 2 中

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 「申請者 氏 名 | 印 | を |
| 保護者 氏 名  | 印 | 」 |

「申請者 氏 名  
保護者 氏 名

に改める。

（記名押印又は署名）」

別記様式第 3 号、別記様式第 5 号及び別記様式第 7 号中「氏 名 印」を

「氏 名

（記名押印又は署名）」に改める。

（山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部改正）

第 5 条 山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則（平成 6 年10月県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号、別記様式第 4 号、別記様式第 6 号及び別記様式第 7 号中

「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

|                |       |
|----------------|-------|
| 「氏名又は名称及び代表者氏名 | に改める。 |
| （記名押印又は署名）」    |       |

附 則

- 1 この規則は、平成20年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第29号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年 5 月県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 4 条の 2 」を「第 5 条」に改める。

第 3 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 4 条中「第23条第 8 号」を「第23条第 4 号」に、「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

第 6 条中「第 7 条」を「第 9 条」に改める。

第 8 条中「第 7 条の 6 」を「第14条」に改める。

第 9 条中「第23条第 3 号」を「第23条第 5 号」に、「第 7 条の 7 」を「第15条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成



山形県教育委員会規則第30号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「第57条の5」を「第87条」に改める。

第44条の2中「第61条の2第1項」を「第93条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第152号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、464人である。

平成19年12月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4 - 1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

別記様式第4号（その2）中「氏名印」を「氏名（記名押印又は署名）」に改める。

別記様式第13号中「氏名印」を「氏名（記名押印又は署名）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 5（聴聞の手續に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名印」を「氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第27号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1人事・サービスの項第8項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同表人事・サービスの項第9項中「及び届出の受理」を削り、同表人事・サービスの項中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

|                                      |             |           |           |  |  |
|--------------------------------------|-------------|-----------|-----------|--|--|
| 10 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認にすること。 | 参事及び課長に係るもの | 所属職員に係るもの | 所属職員に係るもの |  |  |
|--------------------------------------|-------------|-----------|-----------|--|--|

別表第1の備考第1項中「第11項」を「第12項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1人事・サービスの項第8項の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第28号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（育児短時間勤務の形態）

第11条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項の勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態とする。

- (1) 日曜日及び土曜日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日において1日につき4時間勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日において1日につき5時間勤務すること。
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日において1日につき8時間勤務すること。
- (4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日のうち、2日については1日につき8時間、1日については1日につき4時間勤務すること。
- (5) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める勤務の形態（前各号に掲げる勤務の形態を除き、勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務に割り振られた勤務時間が16時間を超えないものに限る。）

イ 交替勤務に従事する職員（ロに掲げる職員を除く。）4週間ごとの期間につき8日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

ロ 交替勤務に従事する職員のうち管理者が特に必要があると認める職員 4週間ごとの期間につき4日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるよう

に勤務すること。

第12条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同条第2項中「」第3条第3号の育児休業計画書は、別記様式第3号の2の2を「。以下「育児休業条例」という。）第3条第4号の育児休業等計画書は、別記様式第3号の3に改め、同条第4項中「別記様式第3号の3」を「別記様式第3号の4」に改め、同条第6項中「別記様式第3号の4」を「別記様式第3号の5」に改める。

第12条の3第1項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条」を「第134条」に改め、同条第6項中「別記様式第3号の5の2」を「別記様式第3号の9」に改め、同条第8項中「別記様式第3号の5の3」を「別記様式第3号の10」に改め、同条を第12条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認の申請等）

第12条の5 地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業（期間延長）承認申請書（別記様式第3号の11）により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定は、山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第6条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

4 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業条例第8条第1項各号に規定する事由に該当する場合その他当初承認された自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について変更が生じたときは、速やかに自己啓発等休業に係る状況変更報告書（別記様式第3号の12）を提出しなければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

6 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

7 自己啓発等休業の期間の満了により職務に復帰した職員は、遅滞なく、自己啓発等休業に係る職務復帰届出書（別記様式第3号の13）を提出しなければならない。

8 前項の場合において、管理者は、当該自己啓発等休業に係る大学等課程の履修の内容及び成績等又は国際貢献活動の内容を証明する書類の提出を求めることができる。

第12条の2第1項第2号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条第2項中「終り」を「終わり」に改め、「職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について」を削り、同条第5項中「別記様式第3号の5」を「別記様式第3号の8」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務の承認の請求等）

第12条の2 育児休業法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務（期間延長）承認請求書（別記様式第3号の6）により行うものとする。

2 前項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 育児休業条例第11条第5号の育児休業等計画書は、別記様式第3号の3によるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、育児休業法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

5 育児短時間勤務をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、養育状況変更届出書（別記様式第3号の4）を提出しなければならない。

(1) 育児短時間勤務に係る子が死亡した場合

(2) 育児短時間勤務に係る子が当該育児短時間勤務をしている職員の子でなくなった場合

(3) 育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合

(4) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなつた場合

6 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

7 育児短時間勤務の期間の満了により育児短時間勤務が終了した職員は、遅滞なく、育児短時間勤務終了届出書（別記様式第3号の7）を提出しなければならない。

第16条第1項中「別記様式第3号の6」を「別記様式第3号の14」に改め、同条第7項中「別記様式第3号の7」を「別記様式第3号の15」に改める。

第19条第1項中「別記様式第3号の6」を「別記様式第3号の14」に改め、同条第8項中「別記様式第3号の7」を「別記様式第3号の15」に改める。

別記様式第3号の2の2を削る。

別記様式第3号の7を別記様式第3号の15とし、別記様式第3号の6を別記様式第3号の14とし、別記様式第3号の5の3を別記様式第3号の10とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第3号の11

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

自己啓発等休業（期間延長）承認申請書

次のとおり自己啓発等休業（期間の延長）の承認を申請します。

|                          |                 |                 |                 |                 |  |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 1 自己啓発等<br>休業の内容         | 大学等課程<br>の履修    | 大学等の名称<br>(所在地) |                 | ( )             |  |
|                          |                 | 課程(修業年限)        |                 | ( )             |  |
|                          |                 | 履修の期間           |                 | 年 月 日から 年 月 日まで |  |
|                          | 国際貢献<br>活動      | 活動組織            |                 |                 |  |
|                          |                 | 活動国・地域          |                 |                 |  |
|                          |                 | 活動分野            |                 |                 |  |
| 活動<br>期間                 |                 | 国内訓練            | 年 月 日から 年 月 日まで |                 |  |
|                          | 活動国滞在           | 年 月 日から 年 月 日まで |                 |                 |  |
| 2 申請期間                   | 年 月 日から 年 月 日まで |                 |                 |                 |  |
| 3 既に自己啓<br>発等休業をし<br>た期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |                 |                 |                 |  |
| 4 備 考                    |                 |                 |                 |                 |  |

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

(1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間

(2) (1)の内容に関する照会先

2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。

3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。

4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5 「3 既に自己啓発等休業をした期間」欄には、自己啓発等休業の期間を延長する場合において、当初承認された期間を記入すること。

- 6 「4 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他承認の可否を判断するに当たつて必要と思われる事項を記入すること。

様式第3号の12

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

自己啓発等休業に係る状況変更報告書

次のとおり自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について変更が生じたので報告します。

|               |          |                                                                                                                |
|---------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 報告の事由       | 大学等課程の履修 | 大学等課程の履修を取りやめた。<br>在学している課程を休学している。<br>在学している課程を停学にされた。<br>在学している課程の授業を欠席している。<br>大学等課程の履修に支障が生じている。<br>その他（ ） |
|               | 国際貢献活動   | 国際貢献活動を取りやめた。<br>参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない。<br>国際貢献活動に支障が生じている。<br>その他（ ）                                       |
|               | 理由又は内容   |                                                                                                                |
| 2 報告の事由が発生した日 | 年 月 日    |                                                                                                                |

（注）該当する すべてにレ点を記入すること。

様式第3号の13

山形県企業管理者 殿

年 月 日

所属 職 氏 名 印

自己啓発等休業に係る職務復帰届出書

年 月 日から 年 月 日まで自己啓発等休業の承認を受けてい  
ましたが、下記により職務に復帰したので届け出ます。

記

職務復帰年月日 年 月 日

別記様式第3号の5の2を別記様式第3号の9とし、別記様式第3号の5を別記様式第3号の8とし、別記様式  
第3号の4を別記様式第3号の5とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第3号の6

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

## 育児短時間勤務（期間延長）承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務（期間の延長）の承認を請求します。

## 記

|                      |                                              |             |               |
|----------------------|----------------------------------------------|-------------|---------------|
| 1 請求に係る子             |                                              | 2 請求者以外の子の親 |               |
| 氏 名                  |                                              | 氏 名         |               |
| 続 柄                  |                                              | 子との同・別居     | 同居 別居         |
| 生 年 月 日              | 年 月 日生                                       | 就 業 の 有 無   | 有 無           |
| 3 請求の内容              | 育児短時間勤務                                      |             | 育児短時間勤務の期間の延長 |
|                      | 再度の育児短時間勤務（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）         |             |               |
| 4 請求期間               | 年 月 日から                                      |             | 年 月 日まで       |
| 5 勤務の形態              | 週 時間勤務                                       |             |               |
|                      | 山形県企業局就業規程第11条<br>第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態 |             |               |
| 勤務の日<br>及び<br>時間帯    | 月（ : ~ : ）                                   | 火（ : ~ : ）  |               |
|                      | 水（ : ~ : ）                                   | 木（ : ~ : ）  |               |
|                      | 金（ : ~ : ）                                   |             |               |
| 6 既に育児短時間<br>勤務をした期間 | 年 月 日から                                      |             | 年 月 日まで       |
|                      | 年 月 日から                                      |             | 年 月 日まで       |
| 7 備 考                |                                              |             |               |

- （注） 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「5 勤務の形態」欄の「勤務の日及び時間帯」に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「7 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあつてはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する にはレ印を記入すること。

様式第3号の7

山形県企業管理者 殿

年 月 日

所属 職 氏 名 印

育児短時間勤務終了届出書

年 月 日から 年 月 日まで育児短時間勤務の承認を受けていた  
が、期間満了に伴い、下記により育児短時間勤務を終了したので届け出ます。

記

終了年月日 年 月 日

別記様式第3号の3中「山形県企業管理者 氏 名 殿」を「山形県企業管理者 殿」に、「育児休業の」を  
「育児休業又は育児短時間勤務の」に、「育児休業に」を「育児休業等に」に、  
「同居しなくなった。 負傷・疾病 その他（ ）」を  
「同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。 その他（ ）」に、「届出の事由が発生した日」を「発  
生日」に改め、同様式を別記様式第3号の4とする。

別記様式第3号の2の次に次の1様式を加える。



## 様式第3号の3

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

## 育 児 休 業 等 計 画 書

山形県職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し上げます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

## 記

|             |                      |                   |
|-------------|----------------------|-------------------|
| 1 請求の別      | 育児休業                 | 育児短時間勤務           |
| 2 請求に係る子    |                      |                   |
| 氏 名         | 生年月日                 | 年 月 日生            |
| 3 請求者の計画    |                      |                   |
| 請 求 期 間     | 年 月 日から              | 年 月 日まで           |
| 再度の請求予定期間   | 年 月 日から              | 年 月 日まで           |
| 4 配偶者の養育計画  |                      |                   |
| 配 偶 者 の 氏 名 |                      |                   |
| 子を養育するための方法 | 育児休業<br>育児休業以外の休業・休暇 | 育児短時間勤務<br>その他（ ） |
| 5 備 考       |                      |                   |

- (注) 1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（記載事項の変更の届出の場合は、変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「3 請求者の計画」欄の「請求期間」は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 「4 配偶者の養育計画」欄の「子を養育するための方法」は、「3 請求者の計画」欄の「請求期間」の満了日の翌日から「再度の請求予定期間」の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 6 該当する にはレ印を記入すること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第12条の2及び第12条の3の改正規定並びに附則第3項の規定は公布の日から、次項の規定は同年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続

その他の行為は、この規程の施行前においても、改正後の第11条並びに第12条の2第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。

- 3 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、改正後の第12条の5第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。

#### 山形県企業管理規程第29号

山形県企業局聴聞の手続に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局聴聞の手続に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局聴聞の手続に関する規程（平成6年12月県企業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」

を「氏名又は名称及び代表者氏名  
（記名押印又は署名）」に改める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第18号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務の形態）

第13条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項の勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態とする。

- (1) 日曜日及び土曜日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日において1日につき4時間勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日において1日につき5時間勤務すること。
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日において1日につき8時間勤務すること。
- (4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を勤務を要しない日とし、勤務を要しない日以外の日のうち、2日については1日につき8時間、1日については1日につき4時間勤務すること。
- (5) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める勤務の形態（前各号に掲げる勤務の形態を除き、勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務に割り振られた勤務時間が16時間を超えないものに限る。）

イ 交替勤務に従事する職員（ロに掲げる職員を除く。）4週間ごとの期間につき8日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

ロ 交替勤務に従事する職員のうち管理者が特に必要があると認める職員 4週間ごとの期間につき4日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

第14条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」

を「育児休業法」に改め、同条第3項中「）第3条第3号の育児休業計画書」を「。以下「育児休業条例」という。）第3条第4号の育児休業等計画書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務の承認の請求等）

第14条の2 育児休業法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務（期間延長）承認請求書（別記様式第7号の2）により行うものとする。

2 前項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 育児休業条例第11条第5号の育児休業等計画書は、別記様式第5号によるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、育児休業法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

5 育児短時間勤務をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、養育状況変更届出書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 育児短時間勤務に係る子が死亡した場合

(2) 育児短時間勤務に係る子が当該育児短時間勤務をしている職員の子でなくなった場合

(3) 育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合

(4) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなった場合

6 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

7 育児短時間勤務の期間の満了により育児短時間勤務が終了した職員は、遅滞なく、育児短時間勤務終了届出書（別記様式第7号の3）を提出しなければならない。

第15条第1項第2号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条第2項中「、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削る。

第15条の2第1項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条」を「第134条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認の申請等）

第15条の3 地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業（期間延長）承認申請書（別記様式第8号の4）により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定は、山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第6条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

4 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業条例第8条第1項各号に規定する事由に該当する場合その他当初承認された自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について変更が生じたときは、速やかに自己啓発等休業に係る状況変更報告書（別記様式第8号の5）を提出しなければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

6 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

7 自己啓発等休業の期間の満了により職務に復帰した職員は、遅滞なく、自己啓発等休業に係る職務復帰届出書（別記様式第8号の6）を提出しなければならない。

8 前項の場合において、管理者は、当該自己啓発等休業に係る大学等課程の履修の内容及び成績等又は国際貢献活動の内容を証明する書類の提出を求めることができる。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

育 児 休 業 等 計 画 書

山形県職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し上げます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

記

|             |                      |                   |
|-------------|----------------------|-------------------|
| 1 請求の別      | 育児休業                 | 育児短時間勤務           |
| 2 請求に係る子    |                      |                   |
| 氏 名         | 生年月日                 | 年 月 日生            |
| 3 請求者の計画    |                      |                   |
| 請 求 期 間     | 年 月 日から              | 年 月 日まで           |
| 再度の請求予定期間   | 年 月 日から              | 年 月 日まで           |
| 4 配偶者の養育計画  |                      |                   |
| 配 偶 者 の 氏 名 |                      |                   |
| 子を養育するための方法 | 育児休業<br>育児休業以外の休業・休暇 | 育児短時間勤務<br>その他（ ） |
| 5 備 考       |                      |                   |

- (注) 1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（記載事項の変更の届出の場合は、変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「3 請求者の計画」欄の「請求期間」は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 「4 配偶者の養育計画」欄の「子を養育するための方法」は、「3 請求者の計画」欄の「請求期間」の満了日の翌日から「再度の請求予定期間」の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 6 該当する にはレ印を記入すること。

別記様式第6号中「育児休業の」を「育児休業又は育児短時間勤務の」に、「育児休業に」を「育児休業等に」に、「同居しなくなった。 負傷・疾病 その他（ ）」を「同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。 その他（ ）」に、「届出の事由が発生した日」を「発生日」に改める。

別記様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の2

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

## 育児短時間勤務（期間延長）承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務（期間の延長）の承認を請求します。

## 記

|                      |                                                  |             |               |
|----------------------|--------------------------------------------------|-------------|---------------|
| 1 請求に係る子             |                                                  | 2 請求者以外の子の親 |               |
| 氏 名                  |                                                  | 氏 名         |               |
| 続 柄                  |                                                  | 子との同・別居     | 同居 別居         |
| 生 年 月 日              | 年 月 日生                                           | 就 業 の 有 無   | 有 無           |
| 3 請求の内容              | 育児短時間勤務                                          |             | 育児短時間勤務の期間の延長 |
|                      | 再度の育児短時間勤務（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）             |             |               |
| 4 請求期間               | 年 月 日から                                          |             | 年 月 日まで       |
| 5 勤務の形態              | 週 時間勤務                                           |             |               |
|                      | 山形県病院事業局就業規程第13条の2<br>第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態 |             |               |
| 勤務の日<br>及び<br>時間帯    | 月（ : ~ : ）                                       | 火（ : ~ : ）  |               |
|                      | 水（ : ~ : ）                                       | 木（ : ~ : ）  |               |
|                      | 金（ : ~ : ）                                       |             |               |
| 6 既に育児短時間<br>勤務をした期間 | 年 月 日から                                          |             | 年 月 日まで       |
|                      | 年 月 日から                                          |             | 年 月 日まで       |
| 7 備 考                |                                                  |             |               |

- （注） 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「5 勤務の形態」欄の「勤務の日及び時間帯」に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「7 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあってはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する にはレ印を記入すること。

様式第7号の3

山形県病院事業管理者 殿

年 月 日

所属 職 氏 名 印

育 児 短 時 間 勤 務 終 了 届 出 書

年 月 日から 年 月 日まで育児短時間勤務の承認を受けていた  
が、期間満了に伴い、下記により育児短時間勤務を終了したので届け出ます。

記

終了年月日 年 月 日

様式第8号の3の次に次の3様式を加える。

様式第8号の4

山形県病院事業管理者 殿

年 月 日

所属 職 氏 名 印

自己啓発等休業（期間延長）承認申請書

次のとおり自己啓発等休業（期間の延長）の承認を申請します。

|                                     |                  |                           |         |
|-------------------------------------|------------------|---------------------------|---------|
| 1 自己啓発等<br>休業の内容                    | 大学等課<br>程の履修     | 大 学 等 の 名 称<br>(所在地) ( )  |         |
|                                     |                  | 課 程 ( 修 業 年 限 ) ( )       |         |
|                                     |                  | 履 修 の 期 間 年 月 日から 年 月 日まで |         |
|                                     | 国際貢献<br>活動       | 活 動 組 織                   |         |
|                                     |                  | 活 動 国 ・ 地 域               |         |
|                                     |                  | 活 動 分 野                   |         |
|                                     |                  | 活<br>動<br>期<br>間          | 国 内 訓 練 |
| 活 動 国 滞 在                           | 年 月 日から 年 月 日まで  |                           |         |
| 2 申 請 期 間                           | 年 月 日から 年 月 日 まで |                           |         |
| 3 既 に 自 己 啓<br>発 等 休 業 を し<br>た 期 間 | 年 月 日から 年 月 日 まで |                           |         |
| 4 備 考                               |                  |                           |         |

- (注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。  
 (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間  
 (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「3 既に自己啓発等休業をした期間」欄には、自己啓発等休業の期間を延長する場合において、当初承認された期間を記入すること。
- 6 「4 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

様式第8号の5

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

## 自己啓発等休業に係る状況変更報告書

次のとおり自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について変更が生じたので報告します。

## 記

|               |          |                                                                                                                |
|---------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 報告の事由       | 大学等課程の履修 | 大学等課程の履修を取りやめた。<br>在学している課程を休学している。<br>在学している課程を停学にされた。<br>在学している課程の授業を欠席している。<br>大学等課程の履修に支障が生じている。<br>その他（ ） |
|               | 国際貢献活動   | 国際貢献活動を取りやめた。<br>参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない。<br>国際貢献活動に支障が生じている。<br>その他（ ）                                       |
|               | 理由又は内容   |                                                                                                                |
| 2 報告の事由が発生した日 | 年 月 日    |                                                                                                                |

(注) 該当する すべてにレ点を記入すること。

様式第8号の6

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

## 自己啓発等休業に係る職務復帰届出書

年 月 日から 年 月 日まで自己啓発等休業の承認を受けていた  
が、下記により職務に復帰したので届け出ます。

## 記

職務復帰年月日 年 月 日

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第15条の2の改正規定並びに附則第3項の規定は公布の日から、次項の規定は同年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、改正後の第13条の2並びに第14条の2第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。

3 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規定の施行前においても、改正後の第15条の3第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。

## 山形県病院事業管理規程第19号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

## 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「平成3年法律第110号」を「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第38条第1項第2号中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項第4号の次に次の2号を加える。

(4)の2 育児短時間勤務（期間延長）承認請求書（就業規程別記様式第7号の2による。）

(4)の3 育児短時間勤務終了届出書（就業規程別記様式第7号の3による。）

第38条第1項第5号の3の次に次の3号を加える。

(5)の4 自己啓発等休業（期間延長）承認申請書（就業規程別記様式第8号の4による。）

(5)の5 自己啓発等休業に係る状況変更報告書（就業規程別記様式第8号の5による。）

(5)の6 自己啓発等休業に係る職務復帰届出書（就業規程別記様式第8号の6による。）

第38条第2項第4号を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認した場合又は育児休業の承認を受けた職員が育児休業の承認の失効若しくは取消しにより職務に復帰した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認した場合

(2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認した場合

(3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が当該承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合

(4) 育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより当該承認を受けた職員の育児短時間勤務が終了した場合



(5) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせた場合又は当該短時間勤務が終了した場合  
第38条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、辞令書（別記様式第5号）を当該職員に交付するものとする。

- (1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認するとき。
- (2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認するとき。
- (3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務に復帰するとき（当該育児休業若しくは自己啓発等休業の期間が満了したとき又は当該育児休業若しくは自己啓発等休業の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）
- (4) 育児短時間勤務の承認が効力を失ったとき（当該育児短時間勤務の承認を受けた職員が休職又は停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）
- (5) 育児短時間勤務の承認を取り消すとき。
- (6) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせるとき又は当該短時間勤務が終了したとき。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表中第24項を第26項とし、第14項から第23項までを2項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の2項を加える。

|             |                                                                                             |                                                                                  |                                                                                                |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 育児短時間勤務等 | 育児短時間勤務を承認する場合                                                                              | 育児短時間勤務を承認する週 時間勤務とする<br>期間は 年 月 日から 年 月 日までとする                                  |                                                                                                |
|             | 育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合                                                                        | 育児短時間勤務を 年 月 日まで延長する                                                             |                                                                                                |
|             | 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認する場合<br>又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合 | 育児短時間勤務の承認を取り消し、年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務を承認する<br>週 時間勤務とする<br>期間は 年 月 日から 年 月 日までとする |                                                                                                |
|             | 育児短時間勤務の承認が効力を失った場合                                                                         | 育児短時間勤務の承認の失効                                                                    | (1) 育児短時間勤務の承認を受けた職員が休職又は停職の処分を受けて当該承認が効力を失った場合を除く。<br>(2) 承認の失効に伴い新たな発令をする場合には、当該発令事項を記載すること。 |
|             | 育児短時間勤務の承認を取り消す場合                                                                           | 育児短時間勤務の承認を取り消す                                                                  | 承認を取り消すことに伴い新たな発令をする場合には、当該発令事項を記載すること。                                                        |
|             | 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をさせる場合                                                      | 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務を命ずる                                             |                                                                                                |
|             | 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務が終了した場合                                                     | 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務の終了                                              | 短時間勤務の終了に伴い新たな発令をする場合には、当該発令事項を記載すること。                                                         |

|                |                          |                                           |              |
|----------------|--------------------------|-------------------------------------------|--------------|
| 15 自己啓発等<br>休業 | 承認する場合                   | 自己啓発等休業を承認する<br>期間は 年 月 日から 年<br>月 日までとする |              |
|                | 自己啓発等休業の期間の延長<br>を承認する場合 | 自己啓発等休業の期間を 年<br>月 日まで延長する                |              |
|                | 職務に復帰する場合                | 自己啓発等休業の承認の取消<br>しにより職務に復帰すること<br>を命ずる    | 復職の場合に準ずること。 |

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年1月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、改正後の第38条及び別記様式第5号の規定の例により行うことができる。

3 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、改正後の第38条及び別記様式第5号の規定の例により行うことができる。

山形県病院事業管理規程第20号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1人事・サービスの項第8項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、同表人事・サービスの項第9項中「及び届出の受理」を削り、同表人事・サービスの項中第19項を第20項とし、第10項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

|                                           |              |               |  |
|-------------------------------------------|--------------|---------------|--|
| 10 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の<br>期間の延長に係る承認に関すること。 | 課長等に係<br>るもの | 所属職員に<br>係るもの |  |
|-------------------------------------------|--------------|---------------|--|

別表第2病院の長専決事項の欄第9項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同欄第10項中「及び届出の受理」を削り、同欄中第23項を第24項とし、第11項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1人事・サービスの項第8項及び別表第2病院の長専決事項の欄第9項の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

正 誤

|            |            |     |    |     |     |
|------------|------------|-----|----|-----|-----|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤   | 正   |
| 平成14. 4. 1 | 号外(17)     | 3   | 35 | あった | あつた |